

石巻市公告第8号

公募型プロポーザルの手続開始公告

石巻市立病院給食業務について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和8年1月19日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 業務要旨及び目的

食事の提供業務は「治療の一環」であるとの考え方を基本に、患者に安全で良質な食事を提供するため、調理室における調理業務をはじめ付随する作業管理等の業務をHACCP（危害分析重要管理点）に準拠した衛生管理の下で実施し、栄養管理の質の向上に貢献することを目的とする。

2 業務の名称

石巻市立病院給食業務

3 業務の内容

別紙「石巻市立病院給食業務委託仕様書」のとおり

4 参加申込み、提出書類等

別紙「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5 業務委託期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

ただし、引継期間として契約締結日（令和8年3月中旬）から令和8年8月31日までを予定している。

6 見積限度額

483,190千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 管理費（人件費その他運営管理費）及び給食材料費を含む。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿（役務提供）の「給食業務」又は「その他の役務提供－その他」に給食に関する業務で本店、支店、営業所等が登録されている者であること。
- (2) 令和2年4月1日以降、180床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、病院給食業務（当該委託契約と類似案件を含む。）を継続して3年以上の期間にわたり元請として誠実に履行した実績を1件以上有する者であること。
- (3) 公益社団法人メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (4) (1)に規定する本店、支店、営業所等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の病院給食業務に関する医療関連サービスマーク認定業者であるか、又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に規定する基準に適合する者であることを証明できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (10) 指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

8 その他

- (1) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (2) 不明な点については、石巻市病院局石巻市立病院事務部経営課施設用度係に照会すること（電話0225-25-5555、FAX0225-25-5673）。